

## 被災家屋などの解体撤去

※住宅の応急修理支援との併用不可

地震により全壊または半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)した家屋などを、所有者の申請により、市が代わりに解体・撤去します(公費解体制度)。また、二次災害の防止などのため、所有者自身で解体・撤去した場合、その費用の全部または一部を所有者に返還します(自費解体制度)。

### ■申請受付

公費解体制度 3月1日(金)から受付中

自費解体制度 2月5日(月)から受付中 ※9月30日(月)までに解体工事の契約を締結したものが対象です。

### ■対象になるもの・対象にならないもの(一例)

住家	○	一部のみの解体・撤去やリフォームは対象外です。
アパート、貸家、事務所、工場、倉庫、店舗、集会場など	○	登記事項(建物)全部証明書が必要です。 ※未登記の場合は固定資産税(評価・課税)証明書、課税証明記載なしの場合は土地の登記事項証明書で代用できます。
カーポート、車庫	△	カーポートは、住宅と一体的に解体するときのみ対象です。
浄化槽、便槽	△	住宅と一体的に解体するときのみ対象です。
ブロック塀、よう壁、庭木、庭石	×	公費解体に限り、住宅の解体工事に支障がある場合、対象となることがあります。申請後、現地立ち会いを行い確認します。

### 【ご注意ください】

り災証明書が発行されない建物は、市が認定調査(現地調査)を行い、解体・撤去の必要性を判断します。自費解体の場合、損壊の程度は事後判断となりますので、被災状況の分かる写真が必要です。(写真撮影上の留意点は、市ホームページをご覧ください)  
写真がない場合は、返還の対象となりません。

問 環境課 ☎53-8421

## 災害ごみの受け入れ(解体ごみ以外)

解体ごみを除く災害ごみの仮置場を3月31日(日)まで開設しています。(状況により変更する場合があります) 2月26日(月)から受け入れ場所を2カ所開設しています。持ち込みの際はあらかじめ分別してください。

### ■受け入れ場所(開設時間 9:00~15:00)

能登香島駐車場(奇数日は旧七尾地区、偶数日は田鶴浜地区、中島地区、能登島地区の人が対象)

持ち込みできるもの

- ①可燃粗大ごみ(木製・プラスチック製家具、布団など) ②木くず  
③ガラス、陶磁器、瓦くず ④コンクリートくず ⑤壁材 ⑥石こうボード、スレート  
⑦金属くず ⑧小型家電 ⑨リサイクル家電 ⑩畳

### 【2月26日から品目を限定した仮置場を開設】

中島お祭り資料館・お祭り伝承館(祭り会館)

持ち込みできるもの

- ①木くず(木製家具含む) ②ガラス、陶磁器、瓦くず ③コンクリートくず

### ■次のものは持ち込まないでください

普段ごみステーションへ持ち込むもの(生ごみ、資源ごみなど)、産業廃棄物、廃タイヤ、自動車バッテリー、農薬、劇薬、廃油、液体、石、土、砂

※解体ごみは、通常どおり産業廃棄物として処理してください。

問 環境課 ☎53-8421